

兵庫県立フラワーセンター 指定管理者
《資料集》

令和6年7月
兵庫県農林水産部

目次

I	年度毎の基準価格	1
II	施設の概要	2
1	設置の目的	2
2	沿革	2
3	年度別利用者数	3
4	施設一覧	4
5	工作物一覧	5
6	管理運営	7
7	現行の職員配置	8
8	管理経費	10
9	利用料金	11
10	現行の施設の利用状況許可状況	12
11	貸与備品一覧	14
III	関連条例及び規則	19
	○兵庫県立フラワーセンターの設置及び管理に関する条例	19
	○兵庫県立フラワーセンター管理規則	28
IV	管理水準書	36
1	定期・保守点検	36
2	主な植栽木等	45
3	敷地面積	46
V	図面	47
1	所有者割込図	47
2	花壇・温室等配置図	48
VI	利用者からのアンケート	50

I 年度毎の基準価格

指定管理料の金額については、次の年度毎の基準額を上限とする範囲内で提案してください。

なお、年度毎の基準額を超える提案は、資格審査で失格となるので十分注意してください。

年度	基準額	備考
令和7年度	218,262 千円	消費税及び地方消費税を含む
令和8年度	218,262 千円	消費税及び地方消費税を含む
令和9年度	218,262 千円	消費税及び地方消費税を含む
令和10年度	218,262 千円	消費税及び地方消費税を含む
令和11年度	218,262 千円	消費税及び地方消費税を含む

※現在、県では行政改革に取り組んでおり、各年度の当初予算協議の結果により、指定管理料は変動する可能性があります。

Ⅱ 施設の概要

1 設置の目的

県民の花に関する知識の普及及び栽培技術の向上を図るとともに、県民に憩いの広場を提供する。設置された。

2 沿革

年 月		内 容
昭和 51 年	4 月	兵庫県フラワーセンター開園
昭和 52 年	1 月	(財) 兵庫県フラワーセンター協会発足
平成 9 年	3 月	花と緑のレストハウス「フルーリ」オープン
平成 10 年	10 月	(財) 兵庫県公園協会と(財) 兵庫県フラワーセンター協会合併 (財) 兵庫県園芸・公園協会発足
平成 12 年	9 月	分園淡路ファームパーク閉園
平成 13 年	4 月	兵庫県立フラワーセンターに名称変更
平成 18 年	4 月	(財) 兵庫県園芸・公園協会を指定管理者に指名
平成 24 年	4 月	リニューアルオープン (メインゲート・ショップ・中央花壇・芝生広場等)
	4 月	(財) 兵庫県園芸・公園協会から(公財) 兵庫県園芸・公園協会へ変更
	10 月	グランドオープン (大温室等)
平成 29 年	4 月	「古代鏡展示館」を兵庫県立フラワーセンター内に開設
令和 2 年	4 月	指定管理・更新 ((公財) 兵庫県園芸・公園協会 : R2. 4. 1~R5. 3. 31)
	4 月	新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態措置に伴い臨時休園 (4 月 14 日~5 月 17 日 : 34 日間)
令和 3 年	4 月	新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態措置に伴い臨時休園 (4 月 25 日~5 月 11 日 : 17 日間)
令和 6 年	4 月	指定管理・更新 ((公財) 兵庫県園芸・公園協会 : R6. 4. 1~R7. 3. 31)

3 年度別利用者数

(単位：人)

年度	入園者数	年度	入園者数	年度	入園者数	年度	入園者数	年度	入園者数
S51	207,373	61	564,735	8	437,562	18	229,032	28	225,672
52	205,939	62	526,268	9	438,345	19	197,363	29	227,918
53	343,641	63	488,807	10	320,690	20	183,157	30	236,106
54	398,383	H元	504,068	11	313,532	21	193,741	R1	227,161
55	411,346	2	481,015	12	272,196	22	163,784	R2	151,106
56	453,105	3	561,118	13	329,682	23	160,797	R3	190,970
57	514,013	4	618,484	14	286,429	24	193,552	R4	234,300
58	517,390	5	500,001	15	262,794	25	223,496	R5	208,687
59	567,664	6	424,526	16	236,836	26	226,839		
60	525,069	7	377,879	17	236,449	27	213,819	累計	16,012,839

4 施設一覧

名称		概要		面積
本館				563.44 m ²
温室	展示用	L型温室	409.00 m ²	2212.11 m ²
		温室	526.72 m ²	
		大温室	671.85 m ²	
		小温室	604.54 m ²	
	育成	育成温室1号	99.22 m ²	1195.25 m ²
		育成温室2号	99.22 m ²	
		育成温室3号	99.22 m ²	
		育成温室4号	99.22 m ²	
		育成温室5号	99.22 m ²	
		育成温室A	259.87 m ²	
		育成温室B	135.00 m ²	
		ファイロンハウス	63.40 m ²	
		育成温室7号	240.88 m ²	
		資材保管作業場		
農産物販売兼花の売店				569.97 m ²
花の展示ホール				450.5 m ²
花と緑のレストハウス				991.25 m ²
ログハウス				80 m ²
その他附帯施設		ポンプ小屋 倉庫 モデルハウス ボイラー棟 案内所等	1349.23 m ²	
南側駐車場		駐車可能台数 バス 21台 乗用車 570台 (うち障がい者用 12台)		
北側駐車場		駐車可能台数 乗用車 113台		

5 工作物一覧

種目	名称・使用・構造	数量等	備考
電気設備	架空配線	1 個	
電気設備	キューピクル	1 個	
給水設備	ハイインパート管	1 個	
諸標	便所表示板（丸太造）	1 個	
かまど及び炉	焼却炉（レンガ積）	1 個	
門	石及びスチール製	4 個	
築庭	中央花壇改修 他一式	5 個	
諸標	案内板（木造）	1 個	
貯そう	オイルタンク（鋼鉄製）	1 個	
記念碑	行啓記念碑（石造）	1 個	
雑工作物	パーゴラ（鉄筋コンクリート造）	1 個	
ガス設備	白ガス管	2 個	
照明設備	水銀灯	9 個	
かまど及び炉	焼却炉（C B 造, 耐火レンガ造）	1 個	
給水設備	灌水施設（塩ビパイプ等）	4 個	
給水設備	塩ビパイプ	1 個	
貯そう	オイルタンク（鋼製）	1 個	
給水設備	コンクリート造・ガラスウール管	1 個	
電気設備	配線	1 個	
渡り廊下	ルーフデッキ屋根・クリンカータイル貼	2 個	
貯そう	レストハウス調整槽（鉄筋コンクリート造）	1 個	
門	シュルターゲート（鉄筋コンクリート造）	1 個	
橋りょう	鉄筋コンクリート造	3 個	
望楼	擬木仕上	1 個	
雑工作物	休憩所（木造）	2 個	
水飲み場		3 個	
国旗掲揚柱	アルミ合金	3 本	
雑工作物	便所（FRP 製）	1 個	
階段	花崗岩貼	1 個	
囲障	防護柵	2 個	
諸標	景石	1 個	
雑工作物	電気時計	1 個	
冷暖房設備	配管トレンチ・白ガス管	1 個	
雑工作物	ゴミ集積場	1 個	
貯そう	防火水槽（鉄筋コンクリート造）	1 個	
消火設備	消火栓一式等	1 個	
門	鉄筋コンクリート御影石張	1 個	
電気設備	北門駐車場（電柱移設等）	1 個	
給水設備	トレンチ 108m。配管 488m 他	1 個	
雑工作物	ハンドホール 2 基。ケーブル 一式他	1 個	
築庭	滝・流水路改修 他一式	1 個	
給水設備	塩化ビニール管 1 = 54m	1 個	
給水設備	塩化ビニール管 1 = 32m	1 個	

排水設備	汚物水中ポンプ	20 個	
排水設備	硬質塩化ビニール管 l=18m	1 個	
排水設備	汚水ビット	9 個	
舗床	インターロッキング舗装	233m ²	
排水設備	U形側溝 l=91m	1 個	
電気設備	配管配線	1 個	
排水設備	ダグタイル铸铁管 l=828m	1 個	
諸標	スチールプレート板	1 個	
浄化設備	F R P 製 2,600 人槽 150m ³ /日	1 個	
電気設備	配管、ケーブル、ハンドホール、照明他	1 個	
囲障		156m ²	
温室	換気・灌水・暖房・電気設備、育苗ベンチ含	300m ²	
囲障	人工木材デッキ 219 m ² 他一式	1 個	
温室	脱色アスファルト舗装 2,046 m ² 他一式	1 個	
渡り廊下	渡り廊下 71.30 m ²	1 個	
舗床	木材チップ舗装 1,149 m ² 他一式	1 個	
築庭	温室内花壇の整備 他一式	1 個	
雑工作物	屋外用時計	1 本	
自転車置場	(株) 淀川製鋼所 YOKR-240 型 2 連棟	1 個	
手足洗い場	本館裏	1 個	
国旗掲揚柱	本館前	3 個	
雑工作物	屋外用時計 (本館前)	1 個	

6 管理運営

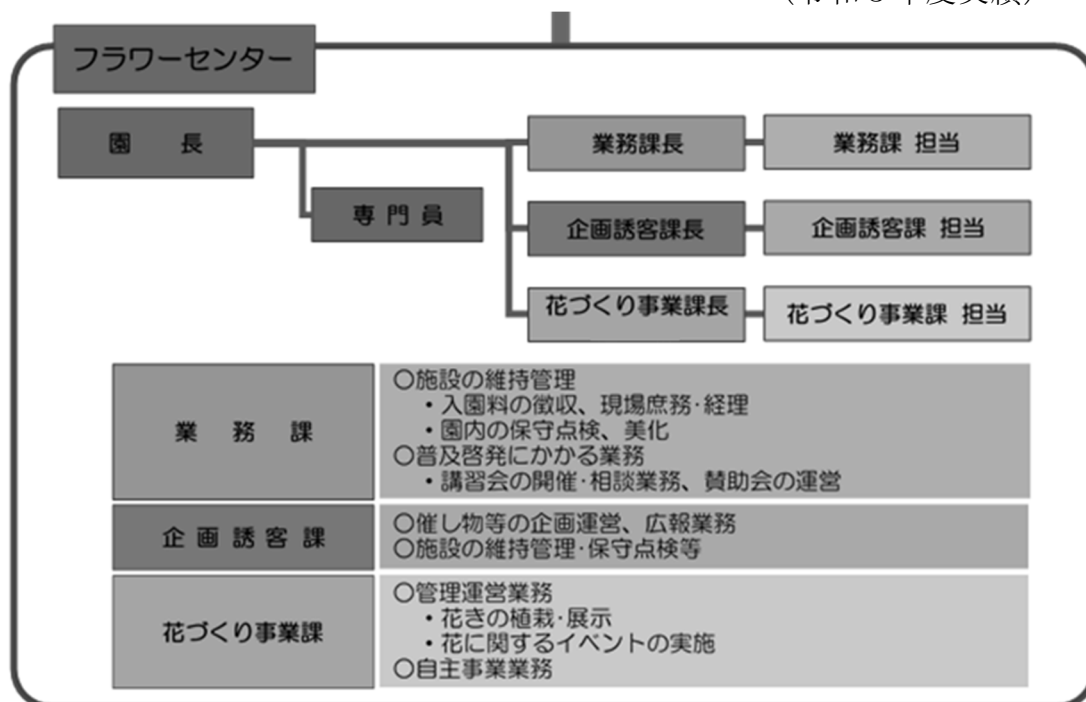
フラワーセンター委託先の推移

期間	委託先
平成 18 年～23 年	財団法人兵庫県園芸・公園協会
平成 24 年～	公益財団法人兵庫県園芸・公園協会

令和 6 年 4 月より、兵庫県立フラワーセンターの設置及び管理に関する条例（平成 29 年 3 月 23 日条例第 7 号）及び兵庫県立フラワーセンター管理規則（平成 29 年 3 月 31 日規則第 9 号）に基づき、公益財団法人兵庫県園芸・公園協会が指定管理者として管理運営を行っている。

7 現行の職員配置状況

(令和5年度実績)



(1) 総括・業務部門

① 総括・業務担当

- ・ 県、協会本部及び関係団体等との協議・調整や地域団体との調整・連携等
- ・ 公益法人会計基準等に基づく適正かつ迅速な会計処理
- ・ 労働基準法等の制度内容にかかる地域労働基準監督署等との調整
- ・ 職員の雇用調整業務及び安全管理研修や接遇研修等職員の指導育成業務
- ・ 園内施設の日常管理及び非常時対応
- ・ 園内美化業務

② 普及啓発担当

- ・ 花と緑の講習会開催関連業務
- ・ 県下各地で活動する花緑団体等の情報及びネットワークの確保

(2) 企画誘客部門

① 企画誘客担当

- ・ 運営管理計画やイベント計画の策定、広報の企画実施及び対外調整業務
- ・ 園内施設の日常管理及び非常時対応

(3) 花づくり事業部門

① 植物管理担当

- ・ 園地及び温室内の植物に関する豊富な知識を活用した植栽展示及び植物管理
- ・ 利用者ニーズに沿った四季折々の花に関する催し物の企画及び実施

② 自主事業担当

- ・花売店、おみやげの店及びレストラン等の企画、運営及び営業管理
- ・園芸及び飲食業界等の情報収集及び同業者ネットワークの構築・確保
- ・花売店等の運営企画、営業管理

【R5年度職員配置状況】（単位：人）

区分	R5年度
県の出向者	1
正規職員	7
その他	49
計	57

8 管理経費

(単位：円)

		R2	R3	R4	R5	
収入	指定管理料収入	227,193,000	227,078,000	201,762,000	195,146,000	
	入園料収入	24,091,950	34,179,750	44,771,050	38,645,150	
	利便施設使用料	6,076,053	7,263,675	7,263,675	7,349,567	
	施設使用料	2,000	3,800	27,800	9,780	
	生産物販売収入等	367,250	1,171,200	451,100	1,472,755	
	計	257,730,253	269,696,425	254,275,625	242,623,252	
支出	事業費	修繕費	10,064,389	10,618,130	6,171,979	13,147,963
		燃料費	21,180,913	27,436,515	28,772,858	28,121,063
		印刷製本費				
		通信運搬費				
		広告宣伝費				
		委託費				
		賃借料				
		工事委託費				
	原材料費					
	間接費	光熱水費	12,313,240	12,621,220	15,564,032	17,969,814
		報償費	37,275,241	38,487,751	36,268,420	30,133,964
		手数料				
		保険料				
		消耗品費				
		負担金				
	租税公課					
	人件費	給料手当	176,896,470	180,528,904	167,493,351	153,227,612
		法定福利費				
		福利厚生費				
		賃金				
旅費交通費						
計	257,730,253	269,692,520	254,270,640	242,600,416		

9 利用料金

基準額については、兵庫県立フラワーセンターの設置及び管理に関する条例（第7条、第10条）

区分		基準額			備考
		開園時刻から12時まで	13時から閉園時刻まで	開園時刻から閉園時刻まで	
本館	研修室	円 400	円 600	円 1,000	<p>1 商品の販売、宣伝等の営業行為を伴う利用の場合は、左欄に掲げるそれぞれの額又は2により算出したそれぞれの額の2倍に相当する額とする。</p> <p>2 フラワーホールを平日に利用する場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の範囲内で規則で定める額とする。</p> <p>3 「平日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。</p>
	展示室	200	400	600	
フラワーホール		900	1,700	2,600	
利便施設		使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第1土地使用料の款公衆電話所その他これに類するものの項若しくはその他のものの項又は建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額			

区分	基準額（1人につき）		備考
	個人	団体	
一般	500円	400円	1 「高校生以下」とは、高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者をいう。 2 「団体」とは、20人以上の場合をいう。
高校生以下		無料	

別表第3（第10条関係）

区分	基準額（1人につき）		備考
	個人	団体	
一般	1,000円	800円	1 「高校生以下」とは、高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者をいう。 2 「団体」とは、20人以上の場合をいう。
高校生以下		無料	

10 現行の施設の利用許可状況

区 分	専用使用面積	数量
花と緑のレストハウス	183.36 m ² (食事・喫茶) 3.17 m ² (メニュー看板)	1
温室 (喫茶)	19.02 m ²	1
農産物即売所兼花の売店	321.36 m ²	1
飲料水自動販売機 (ギフトショップ入口)	0.86m ² (0.73m×1.18m)	1
飲料水自動販売機 (本館前)	8.1 m ² (4.5m×1.8m)	1
支持台 (飲料水自動販売機：2個・ 温室横)	10.8 m ² (6m×1.8m)	1
コインロッカー (屋内休憩所兼情 報コーナー内)	0.39 m ²	1
花の売店商品陳列 (農産物即売所 兼花の売店前)	131.28 m ²	1
売店 (テイクアウトカフェ)	16.64 m ²	1
飲料水自動販売機 (南駐車条北)	4.32m ² (4.798m×0.9m)	4
公衆電話 (南ゲート)	1.21 m ² (1.10m×1.10m)	1
加西市交流施設等案内板 (本館 前)	0.9 m ²	1

11 貸与備品一覧

【県備品】

区 分	品 目	形 質	数 量	備 考 (取得年月日)
事 務 用 備 品	片袖机	スチール製	14	S52. 1. 5、 H22. 3. 25
	長机		39	S52. 1. 5
	ガラス戸棚		1	S52. 1. 5
	スチール戸棚		1	S52. 1. 5
	更衣ロッカー		2	S52. 1. 5
	引戸式書庫	スチール製	1	S52. 1. 5
	保管庫 (ロッカー)		4	S52. 1. 5
	放送機器		1	H28. 12. 1
	消化器ポンプ式		1	S52. 1. 5
	片袖机		1	H9. 3. 17 レストハウス
	書庫		1	H9. 3. 17 レストハウス
	更衣ロッカー	2連	1	H9. 3. 17 レストハウス
	更衣ロッカー	3連	6	H9. 3. 17 レストハウス
	試 験 研 究 備 品	上皿天秤		1
インキュベーター		サノヨ-MIR-551	1	S52. 1. 5
温湿度記録計		—	5	H18. 3. 31
プレハブ冷蔵庫		リース残品	1	H18. 3. 31
農 業 用 備 品	プレハブ冷蔵庫	球根保存用	1	H31. 3. 2 農場倉庫
農 業 用 機 械	トレーラー		1	S52. 1. 5
	リヤカー		2	S52. 1. 5
	計量器		1	S52. 1. 5
	動力噴霧器		3	H18. 3. 31、 H21. 3. 31
	チェンソー		2	H18. 3. 31
	動力草刈機		6	H18. 3. 31、 H23. 3. 31
	テラー (管理機)		1	H18. 3. 31

	ヘッジトリマー		2	H18. 3. 31
	チップシュレッダー		1	H18. 3. 31
	ローリータンク		1	H18. 3. 31
図 書	原色園芸植物図鑑		5	1～2、4～5 巻
	原色日本植物図鑑		3	上中下巻
	原色日本樹木図鑑		1	
	原色日本高山植物		1	
	続原色日本高山植物		1	
	原色日本蘚苔類図鑑		1	
	原色日本羊歯植物図鑑		1	
	原色果実図鑑		1	
	原色日本野菜図鑑		1	
	牧野新日本植物図鑑		1	
	日本のサクラ		1	
	庭園設計の実際		1	
	庭園施工の実際		1	
展 示 等 備 品	案内板 (長石台)		1	S52. 1. 5
	絵画 (暁雲三羽鶴)	190 cm × 160 cm	1	S52. 1. 5
	獅子像	トラバーチン製	4	S52. 1. 5
	彫 刻 (花の精)	フローラ	2	S52. 1. 5
	大理石彫刻(太陽の子)	大理石彫刻	1	S52. 1. 5
	石材彫刻「華」		1	H4 年度寄贈
	看板 (レストハウス関係)		4	H9. 3. 17 レストハウス
一 般 備 品	手提金庫	プラス	2	S52. 1. 5
	書棚ロッカー	SEKISEI スチール製	2	S52. 1. 5
	パイプ椅子		90	S52. 1. 5
	移動式保温庫		1	H9. 3. 17 レストハウス
	移動式保冷庫		1	H9. 3. 17 レストハウス
	移動式調理台		5	H9. 3. 17 レストハウス
	1 F テーブル	900×900×700	17	H9. 3. 17 レストハウス

1 F テーブル	1350×800×700	7	H9. 3. 17 レストハウス
1 F テーブル	1800×900×700	5	H9. 3. 17 レストハウス
幼児用チェア		6	H9. 3. 17 レストハウス
2 F テーブル	900×900×700	1	H9. 3. 17 レストハウス
2 F テーブル	180×800×700	9	H9. 3. 17 レストハウス
スタッキングチェア 2 F		180	H9. 3. 17 レストハウス
講演台		1	H9. 3. 17 レストハウス
司会者台		1	H9. 3. 17 レストハウス
ステップ		2	H9. 3. 17 レストハウス
ポーターバルステージ		3	H9. 3. 17 レストハウス
花台		1	H9. 3. 17 レストハウス
レジスター		1	H9. 3. 17 レストハウス
メニュー台		1	H9. 3. 17 レストハウス
ポーターションカイトローフ		3	H9. 3. 17 レストハウス
ポーターションポール		6	H9. 3. 17 レストハウス
業務用掃除機		1	H9. 3. 17 レストハウス
コートハンガー-1		2	H9. 3. 17 レストハウス
コートハンガー-2		1	H9. 3. 17 レストハウス
高圧洗浄機		1	H18. 3. 31
三脚		1	H18. 3. 31
アルミブリッジ	20-C10-40W	1	H19. 3. 4
机 (円形)	4000 T型テーブル FEH18	13	H19. 3. 30
机	ルナモザイク 36	1	H24. 10. 12 小温室
椅子	ペテルビストロ	2	H24. 10. 12 小温室
机	T08 5/TS-GR991-200	7	H24. 10. 12 テラス
椅子	JTX331-685	38	H24. 10. 12 テラス
机	LONG TABLE L=3300	1	H24. 10. 12 中温室
椅子	角座	10	H24. 10. 12 中温室
ベンチ	雑木ベンチ	8	H24. 10. 12
モニター用テレビ	壁掛型 TH-L55ET5	1	H24. 10. 12 温室入口

モニター用ノートパソコン	ダイナブック Y552/58F	1	H24. 10. 12 温室入口
机	ジャティダイニング テーブル	14	H24. 3. 30 エントランス
椅子	ジャティチェア	46	H24. 3. 30 エントランス
日よけ	マーケットアンブレ ラ	8	H24. 3. 30 エントランス
防犯カメラ		6	H25. 3. 31 温室
防犯カメラ		3	H25. 3. 31 エントランス
防犯カメラ用モニター		1	H25. 3. 31 事務所
防犯カメラ用パソコン		1	H25. 3. 31 事務所
応接セット		1	H28. 10. 17 6点セット
壁掛型非常用放送設備	FS10-910	1	H31. 3. 13 温室
テーブル型冷蔵庫		2	H31. 3. 27 レストハウス
縦型冷凍庫		2	H31. 3. 27 レストハウス
縦型冷蔵庫		2	H31. 3. 27 レストハウス

(車両)

種 類	年 式・車 名	登 録 番 号	数 量	備 考
小型貨物自動車	いすゞ エルフダンプ	姫路 400 て 9199	1	H30. 12. 1 リース車両
小型貨物自動車	トヨタ ハイエース	姫路 400 ち 5683	1	H22. 7. 1 リース車両
軽四輪貨物車	スズキ キャリィダンプ	姫路 480 ち 4976	1	H30. 1. 1 リース車両
小型貨物自動車	トヨタ プロボックス	姫路 400 と 1267	1	R 元. 9. 1 リース車両
ブルドーザー	クボタ ミニバックホー		1	H31. 3. 19

	U-30-6HGXY4			
トラクター	クボタ GT19138MARF		1	H10. 2. 28

(美術品)

区 分	品 目	形 質	数 量	備 考
展 示	坂井時忠顕彰 記念モニュメント	ブロンズ群像	1	H3. 5. 31

Ⅲ 関連条例及び規則

○兵庫県立フラワーセンターの設置及び管理に関する条例

昭和51年12月23日条例第52号

兵庫県フラワーセンターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

兵庫県立フラワーセンターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 県民の花に関する知識の普及及び栽培技術の向上を図るとともに、県民に憩いの広場を提供するため、兵庫県立フラワーセンター（以下「フラワーセンター」という。）を置く。

(位置)

第2条 フラワーセンターの位置は、加西市豊倉町とする。

(業務)

第3条 フラワーセンターは、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 花を栽培し、及び展示すること。
 - (2) 花に関する知識の普及及び栽培技術の指導を行うこと。
 - (3) 花に関する相談に応ずること。
 - (4) 花に関する資料を収集し、保管し、及び展示し、並びにこれを県民の利用に供すること。
 - (5) 花に関する講習会、研修会、展示会等のためにフラワーセンターの施設を県民の利用に供すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、フラワーセンターの目的を達成するために必要な業務
- 2 知事は、フラワーセンターの施設を、その目的を達成するために支障のない限り、その目的以外の目的のための利用に供することができる。

(入園に係る料金)

第4条 フラワーセンターに入園しようとする者は、入園に係る料金を納めなければならない。

(入園の拒否)

第5条 知事は、フラワーセンターに入園しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入園を拒否することができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をするおそれのある者又はそのおそれのある物品、動物その他これらに類するものを携帯する者

(2) 施設、設備、展示品又は植栽物を損傷するおそれがあると認められる者

(遵守事項)

第6条 フラワーセンターに入園した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 施設、設備及び展示品を損傷し、又は汚損しないこと。

(2) 植栽物を採取し、若しくは伐採し、又は損傷しないこと。

(3) 動物を捕獲し、又は殺傷しないこと。

(4) たき火その他危険な行為をしないこと。

(5) 風紀を乱し、その他入園者に著しく迷惑をかけないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、フラワーセンターの利用を妨げる行為をしないこと。

2 知事は、フラワーセンターに入園した者が前項の規定に違反したとき、又はフラワーセンターの管理上必要な指示に従わないときは、その者に対してフラワーセンターからの退園を命ずることができる。

(施設の利用の許可及び料金)

第7条 別表第1に定めるフラワーセンターの施設を利用しようとする者は、知事の許可を受け、当該施設の利用に係る料金を納めなければならない。

(利用の許可の取消し)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の許可の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により前条の許可を受けたとき。

(2) フラワーセンターの設置の目的又は前条の規定により許可を受けた利用の目的以外の目的にフラワーセンターの施設を利用し、又は利用しようとするとき。

(3) フラワーセンターの施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれがあるとき。

(4) フラワーセンターの管理者の指示に従わないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、フラワーセンターの管理上支障があるとき。

(原状回復の義務等)

第9条 フラワーセンターに入園した者は、その責めに帰すべき理由によりその施設設備、

展示品又は植栽物を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。

(管理)

第10条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、フラワーセンターの管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる。

2 第4条及び第7条に規定する料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として收受させる。

3 利用料金の額は、別表第1及び別表第2（特別の展示会等を開催する場合における利用料金の額にあつては、別表第3）に定める基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあつては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

4 指定管理者は、特別の展示会を開催する場合における第4条に規定する料金の額について、前項の規定による額により難いときは、同項の規定にかかわらず、当該料金の額を知事の承認を受けて定めることができる。

5 指定管理者は、知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。

(補則)

第11条 この条例に定めるもののほか、フラワーセンターの管理に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和52年1月5日から施行する。

附 則（昭和53年3月25日条例第16号）

この条例は、昭和53年5月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月14日条例第10号抄）

(施行期日)

1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第2条、第4条、第5条、第9条から第15条まで、第17条、第20条及び第21条の規定による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき利用、使用又は受講の許可を受けた者に係る使用料又は受講料の額については、第2条、第4条、第5条、第9条から第15条まで、第17条、第20条及び第21条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和56年3月27日条例第11号）

(施行期日)

1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、第26条の規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和56年度に兵庫県立学校に入学しようとする者の入学考査料の額については、第2条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例（以下「改正後の授業料等徴収条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 昭和56年度に兵庫県立高等学校（専攻科を除く。）に入学した者に係る入学料の徴収については、改正後の授業料等徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 昭和56年4月1日前に第3条から第11条まで、第13条、第16条から第25条まで及び第27条から第31条までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき利用、使用又は受講の許可を受けた者（第18条の規定による改正前の兵庫県立勤労青少年寮の設置及び管理に関する条例の規定に基づき寮室の利用の許可を受けた者を除く。）に係る使用料又は受講料の額については、第3条から第11条まで、第13条、第16条から第25条まで及び第27条から第31条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 昭和56年4月1日前に兵庫県玉津福祉センターの特別病室に入室した者に係る当該室料の額については、第12条の規定による改正後の兵庫県玉津福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 昭和56年度に兵庫県立厚生専門学院、兵庫県立総合衛生学院及び兵庫県立農業大学校に

入学した者に係る入学料の額については、第14条の規定による改正後の兵庫県立厚生専門学院の設置及び管理に関する条例の規定、第15条の規定による改正後の兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例の規定及び第23条の規定による改正後の兵庫県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 昭和56年4月1日前に第27条の規定による改正前の兵庫県立都立公園条例の規定により発行した回数券については、同日から昭和57年3月31日までの間は、なお効力を有する。

8 昭和56年4月1日前に交付の申請をしている者に係る自動車保管場所手数料の額については、第32条の規定による改正後の警察手数料条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和58年3月16日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に兵庫県立高等学校、兵庫県立厚生専門学院及び兵庫県立総合衛生学院に在学している者の授業料（兵庫県立高等学校の通信制の課程にあつては、受講料。以下同じ。）の額並びに施行日前に兵庫県立大学附属幼稚園に在学している者の保育料の額については、第2条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例（以下「改正後の授業料等徴収条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の兵庫県立厚生専門学院の設置及び管理に関する条例の規定及び第6条の規定による改正後の兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日以後において、兵庫県立高等学校に転学、編入学又は再入学をした者（定時制の課程に編入学した者で別に教育委員会が定めるものを除く。）の授業料の額は、改正後の授業料等徴収条例の規定にかかわらず、当該者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

4 昭和58年度に兵庫県立学校に入学しようとする者の入学考査料の額については、改正後の授業料等徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 施行日前に第3条の規定による改正前の兵庫県立青年の家の設置及び管理に関する条例

の規定に基づき利用の許可を受けた者に係る使用料の額については、第3条の規定による改正後の兵庫県立青年の家の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和59年10月26日条例第31号）

この条例は、公布の日から起算して6箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（昭和60年4月規則第54号で、同60年4月21日から施行）

附 則（昭和62年3月14日条例第5号抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

（経過措置）

5 施行日前に第3条から第11条まで及び第14条から第29条までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき利用の許可を受けた者に係る使用料の額については、第3条から第11条まで及び第14条から第29条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成4年3月27日条例第7号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成4年4月（中略）8日（中略）から施行する。

附 則（平成5年3月29日条例第5号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

（経過措置）

5 施行日前に第5条から第10条まで、第13条、第15条から第18条まで及び第21条から第33条までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき利用の許可を受けた者に係る使用料の額については、第5条から第10条まで、第13条、第15条から第18条まで及び第21条から第33条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定（中略）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成8年3月27日条例第5号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成10年 9 月25日 条例第41号）

この条例は、平成10年10月 1 日から施行する。

附 則（平成12年 3 月28日 条例第11号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成13年 3 月28日 条例第18号）

この条例は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 3 月17日 条例第 7 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成16年 3 月26日 条例第 7 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成17年 3 月28日 条例第12号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成18年 3 月24日 条例第 2 号）

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 9 月28日 条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 3 月16日 条例第 9 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成22年 3 月19日 条例第 6 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）・（2） （略）

(3) (前略) 第28条中兵庫県立フラワーセンターの設置及び管理に関する条例第10条第3項にただし書を加える改正規定及び同条例別表第1の改正規定(中略) 規則で定める日(平成24年3月規則第17号で、同24年4月1日から施行)

(4)~(8) (略)

附 則(平成23年3月17日条例第6号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成26年3月20日条例第8号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成29年3月23日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1(第7条、第10条関係)

区分		基準額			備考
		開園時刻から12時まで	13時から閉園時刻まで	開園時刻から閉園時刻まで	
本館	研修室	円 400	円 600	円 1,000	1 商品の販売、宣伝等の営業行為を伴う利用の場合は、左欄に掲げるそれぞれの額又は2により算出したそれぞれの額の2倍に相当する額とする。 2 フラワーホールを平日に利用する場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の範囲内で規則で定める額とする。 3 「平日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律
	展示室	200	400	600	
フラワーホール		900	1,700	2,600	

				(昭和23年法律第178号)に規定する休日以外の日をいう。
利便施設	使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第1土地使用料の款公衆電話所その他これに類するものの項若しくはその他のものの項又は建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額			

別表第2（第10条関係）

区分	基準額（1人につき）		備考
	個人	団体	
一般	500円	400円	1 「高校生以下」とは、高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者をいう。 2 「団体」とは、20人以上の場合をいう。
高校生以下		無料	

別表第3（第10条関係）

区分	基準額（1人につき）		備考
	個人	団体	
一般	1,000円	800円	1 「高校生以下」とは、高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者をいう。 2 「団体」とは、20人以上の場合をいう。
高校生以下		無料	

○兵庫県立フラワーセンター管理規則

昭和52年1月5日規則第1号

兵庫県フラワーセンター管理規則をここに公布する。

兵庫県立フラワーセンター管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、兵庫県立フラワーセンターの設置及び管理に関する条例（昭和51年兵庫県条例第52号。以下「条例」という。）第11条及び公の施設の指定管理者の指定等に関する条例（平成16年兵庫県条例第2号）第4条の規定に基づき、兵庫県立フラワーセンター（以下「フラワーセンター」という。）の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(休園日)

第2条 フラワーセンターの休園日は、次に掲げる日とする。

(1) 水曜日。ただし、水曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日に当たるときは、その翌日とする。

(2) 12月28日から翌年の1月4日までの間において、知事が定める日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休園日を変更し、又は臨時的休園日を定めることができる。

(開園時間)

第3条 フラワーセンターの開園時間は、9時から21時までの間において、知事が定める時間とする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、開園時間を変更することができる。

(利用の許可の申請)

第4条 条例第7条の規定によりフラワーセンターの施設を利用しようとする者は、兵庫県立フラワーセンター施設利用許可申請書（様式第1号）又は兵庫県立フラワーセンター利便施設事業申請書（様式第2号）（以下これらを「利用許可申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 兵庫県立フラワーセンター利便施設事業申請書には、利便施設の利用計画を記載した図面その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(利用の許可の基準)

第5条 知事は、利用許可申請書を受理した場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) フラワーセンターの施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、フラワーセンターの管理上支障があるとき。

(利用の許可)

第6条 知事は、第4条第1項の規定により利用許可申請書を受理した場合において、利用の許可を決定したときは、兵庫県立フラワーセンター施設利用許可書を当該申込みをした者に交付するものとする。

2 前項の場合において、知事は、フラワーセンターの管理上必要があるときは、当該許可に条件を付することができる。

3 知事は、利用許可申請書の提出があった場合において、その内容が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その理由を付して当該申込みをした者に文書で不許可の通知をするものとする。

(設備等の設置の承認)

第7条 条例第7条の利用の許可を受けた施設に、特別の設備、装飾等をしようとする者は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、その使用終了後、速やかに当該設備、装飾等を撤去し、原状に回復しなければならない。

(利用の変更)

第8条 第6条の兵庫県立フラワーセンター施設利用許可書の交付を受けた者は、利用の内容を変更しようとするときは、あらかじめ兵庫県立フラワーセンター施設利用内容変更承認申請書(様式第3号)に、既に交付を受けた兵庫県立フラワーセンター施設利用許可書その他知事が必要と認める書類を添えて、これを知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の兵庫県立フラワーセンター施設利用内容変更承認申請書を受理した場合において、当該申請の内容がやむを得ないものであると認めたときは、これを承認するも

のとする。この場合においては、第6条の規定を準用する。

(利用料金の基準額)

第9条 条例別表第1の規定により規則で定める額は、別表に定めるとおりとする。

(管理)

第10条 条例及びこの規則に基づく知事の権限のうち、条例第10条第3項本文、第4項及び第5項並びに次条の規定に基づく権限以外の権限は、条例第10条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。ただし、第2条第1項第2号及び第3条本文の規定に基づく権限については、指定管理者が、あらかじめ知事に協議して行うものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、フラワーセンターの管理に関して必要な事項は、指定管理者が知事の承認を受けて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年3月25日規則第23号)

この規則は、昭和53年5月1日から施行する。

附 則 (昭和54年3月30日規則第44号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年3月31日規則第30号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年4月9日規則第55号)

この規則は、昭和60年4月21日から施行する。

附 則 (昭和62年3月31日規則第49号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年10月26日規則第80号)

この規則は、平成4年11月1日から施行する。

附 則 (平成10年9月30日規則第86号)

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成11年 3 月31日規則第48号）

この規則は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成13年 3 月28日規則第21号）

この規則は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 3 月31日規則第24号）

この規則は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 3 月31日規則第41号）

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月31日規則第54号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 1 条から第37条までの規定による改正後の各規則（以下「改正後の各規則」という。）

に定める公の施設の休業日（公の施設がその業務を行わない日をいう。）及び開業時間（公の施設がその業務を行う時間をいう。）については、改正後の各規則の規定にかかわらず、当該公の施設の指定管理者が知事に協議するまでの間は、なお従前の例による。

附 則（平成19年 3 月23日規則第14号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月31日規則第10号）

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成24年 3 月30日規則第20号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月31日規則第17号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成29年 3 月31日規則第 9 号）

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

別表（第9条関係）

フラワーホールを平日に利用する場合の利用料金の基準額

利用時間	開園時刻から12時まで	13時から閉園時刻まで	開園時刻から閉園時刻まで
基準額	700円	1,300円	2,000円

様式第1号（第4条—第6条関係）

兵庫県立フラワーセンター施設利
用許可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
電話.....番

利 用 の 目 的	
利 用 の 日 時	年 月 日 時から (日 時間) 月 日 時まで
利用する施設の名称	
利 用 人 員	
備 考	

様式第2号（第4条—第6条関係）

兵庫県立フラワーセンター利便施設事業申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
電 話（.....）..... 番

利 便 施 設 の 用 途	
事業を行おうとする利便施設	
事業を行おうとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

注 自動販売機の設置の事業を行おうとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

様式第3号（第8条関係）

兵庫県立フラワーセンター施設利用内容変更承認申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話.....番

変更の内容	事 項	変 更 前	変 更 後
	利用の目的		
	利用の日時	年 月 日 時から 月 日 時まで (日 時間)	年 月 日 時から 月 日 時まで (日 時間)
	利用する施設の名称		
	利用人員		
	その他		
変更の理由			

IV 管理水準書

1 定期・保守点検

(1) 電気設備保守

ア 主要設備機器一覧表

ケーブル						
品目	製造者	種類	亘長(m)	製造年	端末処理業者	摘要
高圧受電ケーブル	住友	CET-60	435	2018	オオハタ電機	
第1電気室からX区分所	HS&T	CET-60	270	2008	㈱西村電気工事	
X区分所からY区分所	HS&T	CET-60	240	2008	㈱西村電気工事	
X区分所から温室花売店	HS&T	CET-60	130	2008	㈱西村電気工事	
Y区分所から第2電気室	HS&T	CET-60	118	2008	㈱西村電気工事	
第1電気室からレストハウス	藤倉	CET-38	158	2021	㈱西村電気工事	
設備機器						
機器名	設置場所	定 格	製造者	型 式	製造番号	製造年
★PAS	構内第1柱	7.2kV 400A 60kV 耐塩用	戸上電機	KLT-M-D2N11	E169577	2001
★PC	〃	7.2kV 100A X 3	エナジーサポート	PC-7	-	2001
★LA	〃	8.4kV 2.5kA X 3 耐塩用	音羽電機	GL-6DGM	111	2001
DS	No.1 電気室	7.2kV 400A 12.5kA	三菱電機	DV-3	3231AM019	2017
★DGR	〃	0.1~0.8S 0.2~0.8A	戸上電機	LTR-M-DFB	A643559	2001
VCB	〃	7.2kV 600A 12.5kA	三菱電機	VF-13RM-D	2CB506	2012
OCR	〃	3~6A 10~60A 0.25~20S	〃	MOC-A1V-R	7E101NL0060	2012
★DGV	〃	50/60Hz	光商工	LVG-2	20271	1984
VT	〃	6600/110V 50VA	三菱電機	PD-50HF	62725 62611	2012
CT	〃	75/5A 40VA	〃	CD-40K	51310 51309	2012
CTD	〃	110V 820 μ F	〃	KF-100E	1K1900R	2011
VCB	〃	7.2kV 400A 8kA(予備)	〃	VF-8RH-D	2CB040	2012
DGR	〃	0.1~1.0A 0.2~1.0S(予備)	〃	MDG-A1V-R	7E201MJ3921	2012
CT	〃	20/5A 40VA(予備)	〃	CD-40K	47501 47502	2012
CTD	〃	110V 820 μ F(予備)	〃	KF-100E	1K1904R	2011

★印:更新推奨機器

技-3

設備機器						
機器名	設置場所	定 格	製造者	型 式	製造番号	製造年
VCB	No.1 電気室	7.2kV 400A 8kA(花店送り)	三菱電機	VF-8RH-D	2CB043	2012
DGR	"	0.1~1.0A 0.2~1.0S(＃)	"	MDG-A1V-R	7E201MJ3924	2012
CT	"	50/5A 40VA(＃)	"	CD-40K	52363 52362	2012
CTD	"	110V 820 μ F(＃)	"	KF-100E	1K1907R	2011
VCB	"	7.2kV 600A 12.5kA (レストハウス送り)	"	VF-13RH-D	6BA678	2016
DGR	"	0.1~1.0A 0.05~1.0S(＃)	光商工	LDG-71	301897	2016
OCR	"	3~6A 10~60A 0.25~1.0S(＃)	三菱電機	MOC-A1V-R	1011512 1531	2015
CT	"	40/5(＃)	"	CD-40K	G2S669 G2S670	2016
★PC	"	7200V 30A (5A)	高松	PC-6	-	1984
★T	"	1 ϕ 3W 20kVA	三菱電機	SF	K184603	1996
★PC	"	7200V 30A (5A)	エナジーサポート	PC-6	-	1988
★T	"	3 ϕ 3W 50kVA	三菱電機	RA	H203493	1989
★PC	"	7200V 30A	エナジーサポート	PC-6	-	1988
SC	"	7020V 18kVar	三菱電機	KL-8	GM03673	2016
★PC	"	7200V 30A	高松	PC-6	-	1984
★ZPC	"	0.001 μ FX3+1.7 μ F	光商工	ZPC-IDS	20271	1984
ZPC	"	6.6kV 135PHA	三菱電機	MPD-3	79128	2012
ELR	"	50~800mA	オムロン	AGD-NY5	08X15	2015
LBS	"	7.2kV 200A 12.5kA	三菱電機	SCT-EHS1R	B10ZM0098	2016
CT	"	20/5A 25VA	"	CD-25KB	J2Q552 J2Q553	2018

★印: 更新推奨機器

技-3

設備機器						
機器名	設置場所	定 格	製 造 者	型 式	製造番号	製造年
★DS	花と緑のレストハウス	7.2kV 400A 12.5kA	三菱電機	DV-RA	W32694	1996
★VCB	〃	7.2kV 600A 12.5kA	〃	VF-13NH-C	6L3040	1996
★CT	〃	6900V 40/5A 40VA	〃	BN-0(LA)	B31041(T) B31040(R)	1996
★VT	〃	6600/110V 50VA	〃	PD-50HF	36855 36849	1996
★OCR	〃	3~6A 20~60A 0.25~10S	オムロン	K2CA- D03-F4	690897	1996
★ELR	〃	50~800mA	〃	AGD-NY4	0886	1996
★ELR	〃	〃	〃	〃	〃	1996
ELR	〃	〃	〃	〃	10X2	2002
★PC	〃	7200V 30A	エナジーサ ポート	HPC-30	—	1996
★T	〃	1φ3W 100kVA	三菱電機	SF-T	K188328	1996
★PC	〃	7200V 30A	エナジーサ ポート	HPC-30	—	1996
★T	〃	3φ3W 150kVA	三菱電機	RA-T	K207120	1996
★PC	〃	7200V 30A	エナジーサ ポート	HPC-30	—	2002
T	〃	3φ3W 100kVA	日立産機	SOU-YDCR	H19353229	2003
★LBS	〃	7.2kV 200A	三菱電機	SCT-SB	X84348	1996
SR	〃	6600V 4.79kvar	指月電機	LR-3	TN90645	2003
SC	〃	75kVar	〃			2003
LBS	〃	7.2kV 200A 12.5kA	三菱電機	SCL- EHS1R	A10ZQ 0721	2016
T	〃	3φ3W 300kVA	〃	CV-3R	BXF 716001	2020
ELR	〃	50~800mA	オムロン	AGD-NY5	04Y20	2020

★印:更新推奨機器

技-3

設備機器						
機器名	設置場所	定 格	製 造 者	型 式	製造番号	製造年
★PAS	温室花の売店電気室	7.2kV 100A 4kA	三菱電機	PSL-1B	B06960	1982
CT	〃	20/5A 40VA	〃	CD-40K	47497 47498	2012
VT	〃	6600/110V 50VA	〃	PD-50HF	62745 62715	2012
★DGR	〃	0.2~1.0A 0.2~0.8S	オムロン	SGS-AT	76203	1981
★ELR	〃	50~800mA	〃	ACD-NY2	1752	1982
★LBS	〃	7.2kV 200A	三菱電機	SCT-SB	B16860	1982
★PC	〃	7200V 30A	高松	PC-6	—	1978
★T	〃	3φ3W 50kVA	大阪変圧器	TOT	P6285018	1976
★PC	〃	7200V 30A (3A)	高松	PC-6	—	1978
★T	〃	1φ3W 20kVA	愛知電機	—	B121038	1980
★PC	〃	7200V 30A (5A)	高松	PC-6	—	1978
★T	〃	3φ3W 50kVA	三菱電機	RA	F201132	1982
★PC	〃	7200V 30A (5A)	高松	PC-6	—	1978
★T	〃	1φ3W 30kVA	大阪変圧器	TOSW	QZ009081	1974
★PC	〃	7200V 30A (ヒューズなし)	高松	PC-6	—	1978
★SC	〃	20kVA	指月電機	LV-4	WR86844	1982
★PC	〃	7200V 30A(ヒューズなし)	高松	PC-7	—	1978
★LA	〃	8.4kV 2.5kA	音羽電機	PV-A6K	0013	1980
★PC	〃	7200V 30A	高松	PC-6	—	1978
★ZPC	〃	6600V	オムロン	VOC-1		1982

★印:更新推奨機器

技-3

設備機器						
機器名	設置場所	定 格	製 造 者	型 式	製造番号	製造年
★DS	No.2 電気室	7.2kV 200A 14kA	三菱電機	DV-H	A94301-7	1984
CT	〃	75/5A 10VA	〃	CD-10ANB	M5F450 M5F449	2021
VT	〃	6600/110V 50VA	〃	PD-50HF	62738 62129	2012
VCB	〃	7.2kV 400A 8kA	〃	VF-8RH-D	2CB041	2012
OCR	〃	3~6A 10~60A 0.25~20S	〃	MOC-A1V -R	7E101NL 0051	2012
CTD	〃	110V 820 μ F	〃	KF-100E	1K2570R	2011
ELR	〃	50~800mA	オムロン	AGD-NY5	08X15	2015
LBS	〃	7.2kV 200A 12.5kA	三菱電機	SCT- EHS1R	B10ZM 0101	2016
★T	〃	3 ϕ 3W 200kVA	日立電機	SOU-YDCR	H79021401	1984
★PC	〃	7200V 30A (5A)	高松	PC-7	-	1973
T	〃	1 ϕ 3W 50kVA	愛知電機	T10-7100 50-G	TP161290	2014
LBS	〃	7.2kV 200A 12.5kV	三菱電機	SCL- GHS1R	F10EF 1031	2021
T	〃	3 ϕ 3W 200kVA	〃	RA-3R	R204497	2021
LBS	〃	7.2kV 200A 12.5kV	〃	SCL- GHS1R	G10EF 0005	2021
SR	〃	6600V 3.19kVar	〃	KR-3B	MN92936	2021
SC	〃	6600V 53.2kVar	〃	KL-8	MM11849	2021
PAS	X区分所	7.2kV 200A 60kV	戸上電機	KST-K -N11	S027599	2011
PAS	Y区分所	7.2kV 200A 60kV	戸上電機	KST-K -N11	S027574	2011

★印:更新推奨機器

技-3

(2) 給水設備保守

ア 受水槽

	容量	槽数	構造	場所
No.1	60 m ³	2	FRP 製	屋外

(3) 消防用設備保守

ア 消火器

設置場所	製造者名	品名	薬剤	型式番号	製造年
【花の店】					
花売場(外)	ハツタ	PEP-10N	3.0kg	29-1	2023
事務所湯沸場	ハツタ	PEP-10N	3.0kg	29-1	2018
花の店 (レジ前)	ハツタ	PEP-10N	3.0kg	29-1	2017
花の店 (おみやげ売り場)	ハツタ	PEP-10N	3.0kg	29-1	2023
無料休憩所	ハツタ	PEP-10N	3.0kg	29-1	2017
売店(厨房)内	ハツタ	PEP-10N	3.0kg	29-1	2024
花の相談所	ハツタ	PEP-10N	3.0kg	29-1	2024
券売所前	ハツタ	PEP-10N	3.0kg	29-1	2022
券売所	ハツタ	PEP-10N	3.0kg	29-1	2024
【花の展示ホール】					
展示	モリタミヤタ	MEA10B	3.0kg	29-7	2021
〃	〃	〃	〃	〃	〃
実験室前	ハツタ	PEP-10N	3.0kg	29-1	2023
〃	モリタミヤタ	MEA10B	3.0kg	29-7	2021
花の展示ホール横休憩所	ハツタ	PEP-10N	3.0kg	29-1	2023
【展示北電気室】 (×区分所)					
	ハツタ	PEP-10N	3.0kg	29-1	2024
【展示室南電気室】					
	ハツタ	PEP-10N	3.0kg	29-1	2024
	ハツタ	PEP-10N	3.0kg	29-1	2024
【無料休憩所】					
玄関	ハツタ	PEP-10N	3.0kg	29-1	2024
無料休憩所横電気室(玄関)	ハツタ	PEP-10N	3.0kg	29-1	2017
【ボイラー第二】					
	ハツタ	PEP-10N	3.0kg	29-1	2017
	ハツタ	PEP-10N	3.0kg	29-1	2017
【危険物(倉庫裏)】					
	ハツタ	PEP-10N	3.0kg	29-1	2018
【倉庫】					
	ハツタ	PEP-10N	3.0kg	29-1	2017

【ボイラー横電気室】					
	ハッタ	PEP-10N	3.0kg	29-1	2017
【作業員休憩所】					
	ハッタ	PEP-10N	3.0kg	29-1	2022
【ボイラー第一】					
	ハッタ	PEP-20	6.0kg	23-148	2022
		PEP-10N	3.0kg	29-1	2023
		PEP-50	20.0kg	23-105	2021
		PEP-10N	3.0kg	29-1	2023
【大温室】					
入口	ハッタ	PEP-10N	3.0kg	29-1	2023
厨房	ハッタ	PEP-10N	3.0kg	29-1	2023
【事務所南電気室】					
	ハッタ	PEP-10N	3.0kg	29-1	2023
【事務所棟】					
(1階)					
事務所前	モリタミヤタ	MEA10B	3.0kg	29-7	2022
受信機横	ハッタ	PEP-10N	3.0kg	29-1	2022
トイレ前	モリタミヤタ	MEA10B	3.0kg	29-7	2022
(2階)					
トイレ前	モリタミヤタ	MEA10B	3.0kg	29-7	2022
第1会議室前	ハッタ	PEP-10N	3.0kg	29-1	2022
EV前	日本ドライ	PAN-10WXe	4.8kg	23-114	2016
【博物館】					
(1階)					
渡廊下前	日本ドライ	PAN-10WXe	4.8kg	23-114	2016
展示室廊下	〃	PAN-10WXe	4.8kg	23-114	〃
電気室東	〃	PAN-10WXe	4.8kg	23-114	〃
電気室西	モリタミヤタ	MEA10B	3.0kg	29-7	2021
第2展示室側事務所	〃	〃	〃	〃	2021
(2階)					
空調機械室東	日本ドライ	PAN-10WXe	4.8kg	23-114	2016
空調機械室西	モリタミヤタ	MEA10B	29-7	29-7	2021
【北料金所】					
	ハッタ	PEP-10N	3.0kg	29-1	2023
【展望台】					
	ハッタ	PEP-10N	3.0kg	29-1	2015

【池の横休憩所】					
	ハッタ	PEP-10N	3.0kg	29-1	2015
【レストハウス】					
(1階)					
電気室	ハッタ	PEP-10N	3.0kg	29-1	2017
ホール	ハッタ	PEP-10N	3.0kg	29-1	2017
〃	ハッタ	PEP-10N	3.0kg	29-1	2017
厨房	ハッタ	PEP-10N	3.0kg	29-1	2018
〃	ハッタ	PEP-10N	3.0kg	29-1	2024
(2階)					
トイレ横	ハッタ	PEP-10N	3.0kg	29-1	2017
カウンター(湯沸)	ハッタ	PEP-10N	3.0kg	29-1	2017
ホール	ハッタ	PEP-10N	3.0kg	29-1	2017
【プロバン庫】					
	ハッタ	PEP-20	6.0kg	23-148	2017
	ハッタ	PEP-20	6.0kg	23-148	2017

イ 不活性ガス消化設備

設置場所	ガス量	感知器	放出灯	手動起動	ヘッド
展示室	28本	☒×5	2台	1台	9台
収蔵庫	8本	☒×4	1台	1台	3台
第2展示室	29本	☒×3	3台	1台	6台

ウ 自動火災報知設備

名称	感知器	音響装置	発信器
本館棟・展示棟	3/5回線	1	1
花の展示ホール	2/50回線	1	1
大温室	3/5回線	1	1
レストハウス	6/10回線	1	1
花の店	4/5回線	1	1

エ 非常警報器具及び設備

名称	設置台数	備考
大温室	3	1. 中温室・エントランスホール 2. 小温室・大温室 3. 既存温室
倉庫棟	2	1階/2階 計2台
レストハウス	9	1. 1階一般席 2. 1階休憩室 3. 1階エントランス系 4. 2階団体席 5. 2階厨房系 6. 2階トイレ系 7. エレベーター 8. 階段 9. 屋外

オ 誘導灯及び誘導標識

名称	設置数	備考
本館棟・博物館	9	避難口 5 枚 (博物館：4 カ所・フラワーセンター：1 カ所) 室内通路 4 枚 (博物館：2 カ所・フラワーセンター2 カ所)
花の展示ホール	6	中形
レストハウス	13	避難口 1 階 B 級 8 台 避難口 2 階 B 級 2 台 室内通路 1 階 B 級 1 台 室内通路 2 階 B 級 2 台
花の店	6	避難口 B 級 BH 形

(4) 施設定期点検

II 4 のとおり

(5) 工具点検

農業用機械

区分	品目	数量
農業用機械	トレーラー	1
	リヤカー	1
	軽量器	1
	動力噴霧器	1
	チェーンソー	1
	動力草刈機	1
	テラー (管理機)	1
	ヘッジトリマー	1
	チップシュレッダー	1
	ローリータンク	1
	プレハブ冷蔵庫	1

(6) 車両点検

P17 貸与備品一覧「車両」のとおり

2 主な植栽木等

(1) 植栽リスト

樹木

科名	名称	本数
カエデ	ヤマモミジ	4
カエデ	ヤマモミジ	1
カエデ	ノムラカエデ	1
ブナ	マテバシイ	8
マメ	フサアカシア	2
ヤナギ	シダレヤナギ	1
ヤナギ	シダレヤナギ	1
フトモモ	クリステモン	2
モクセイ	キンモクセイ	1
モクレン	コブシ	2
カエデ	ハナノキ	1
マツ	マツ	1
ヒノキ	カイツカイブキ	4
ヒノキ	カイツカイブキ	12
ヒノキ	カイツカイブキ	2
モクレン	ユリノキ	10
ツツジ	ヒラドツツジ	3
ヤマモモ	ヤマモモ	21
ヤマモモ	ヤマモモ	4
バラ	サクラ	7
バラ	サクラ	3
ニレ	ケヤキ	42
ニレ	ケヤキ	4
ニレ	ケヤキ	1
ツバキ	モッコク	1
クスノキ	クスノキ	10
ブナ	アラカシ	50

3 敷地面積

(1) 園内

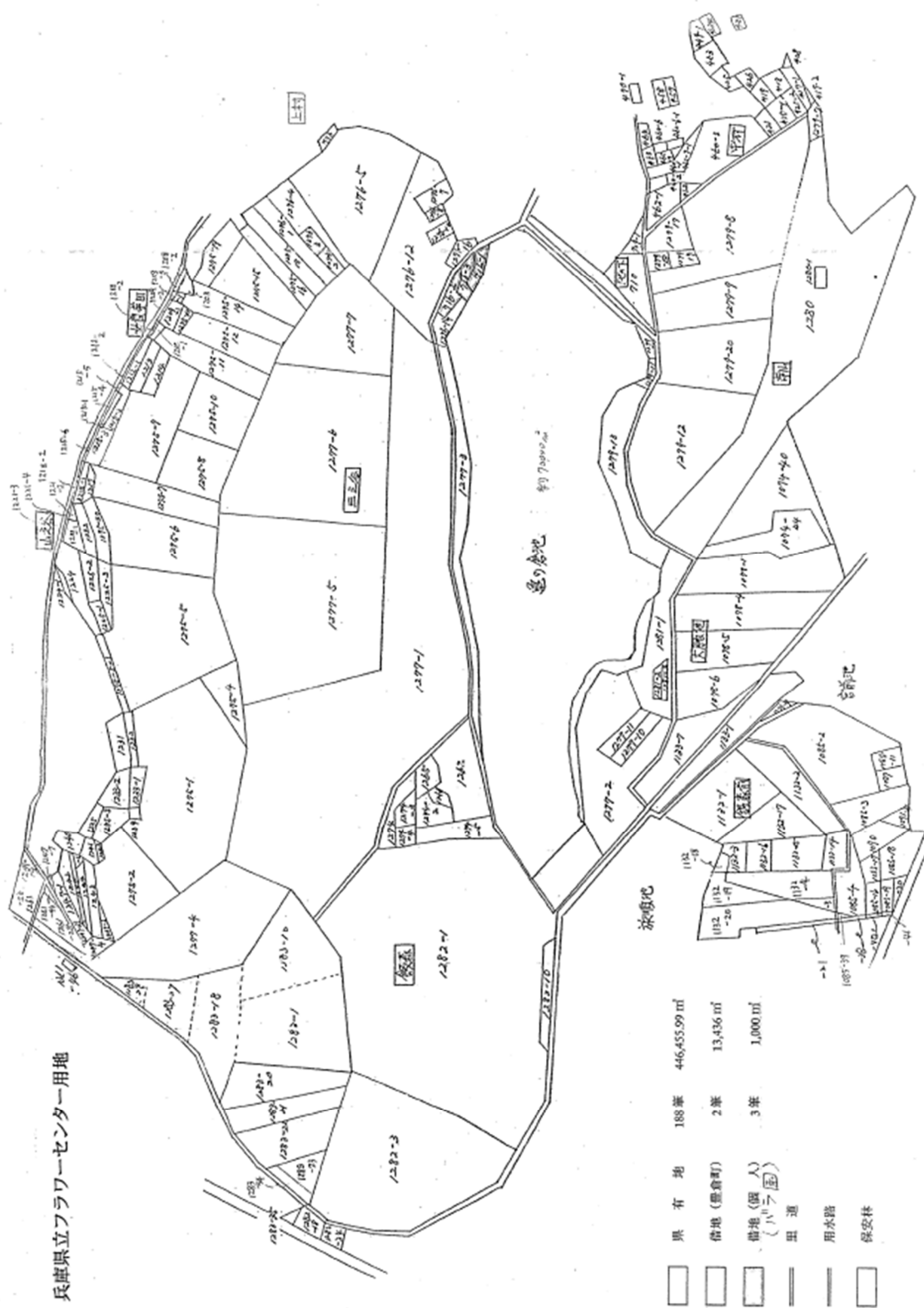
所有者	面積
兵庫県	446,791 m ²
加西市土地豊倉町 財産管理者	13,436 m ²
個人	1,000 m ²

計：461,227 m²

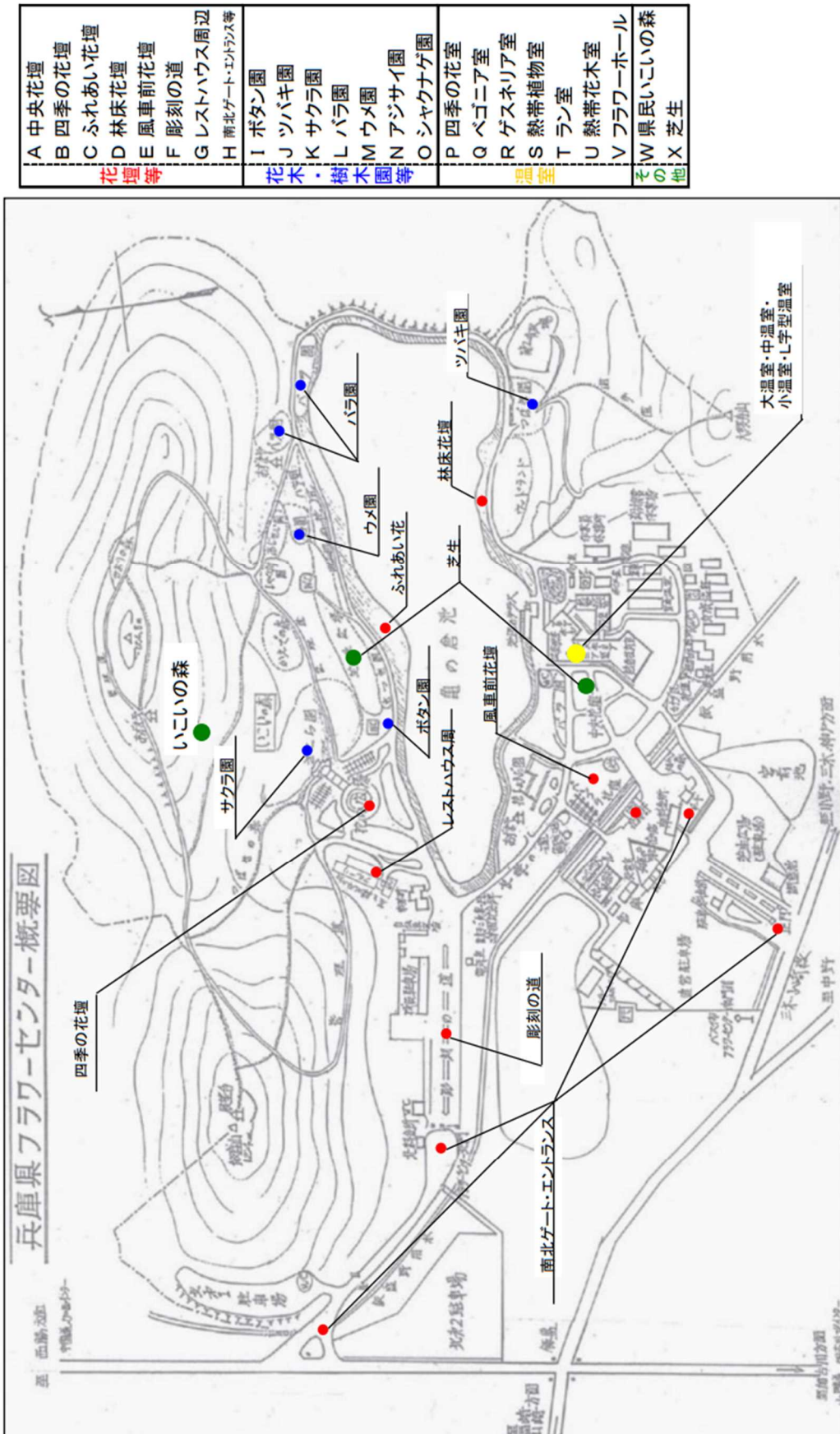
(2) 花壇

	名 称	面積(m ²)
花壇	中央花壇	2,500
	四季の花壇	5,000
	林床花壇	3,000
	風車前花壇	437
	花と彫刻の道	131
	レストハウス周辺	33
	南北ゲート・エントランス等	132
花木園及 び樹木園	ツバキ園	4,000
	サクラ園	22,500
	バラ園	2,850
	ウメ園	800
	シャクナゲ園	4,000
展示温室	四季の花室	115
	球根ベゴニア室	141
	熱帯植物室	672
	ゲスネリア室	114
	ラン室	260
	食虫植物室	142
	フラワーホール	527
その他	県民いこいの森	20,000
	芝生広場	21,600

V 図面
1 所有者割込図



2 兵庫県立フラワーセンター 花壇・温室等配置図



VI 利用者からのアンケート

指定管理者制度の管理運営評価に係る利用者満足度調査の結果

実施日：令和5年11月3日（金・祝） 9：00～ 配布場所：南入園口 回収場所：ログハウス
 配布枚数：400 回収枚数：346枚（回収率 86.5%） 当日入園者数：1,931人 天候：晴

Q1 お客様について

1 性別	男	女	無回答	合計
	130 37.6%	210 60.7%	6 1.7%	346

2 年齢	高校生以下	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答
	9 3%	2 0.6%	5 1.4%	14 4.0%	23 6.6%	43 12.4%	106 30.6%	143 41.3%	1 0.3%

内訳	高校生以下	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答
男	6 5%	0 0.0%	0 0.0%	3 2.3%	4 3.1%	10 7.7%	33 25.4%	43 33.1%	0 0.0%
女	1 0%	3 1.4%	3 1.4%	6 2.9%	9 4.3%	23 11.0%	59 28.1%	48 22.9%	2 1.0%
無回答	0 0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 16.7%	0 0.0%

3 職業	会社員・公務員	自営業	パート・アルバイト	学生	無職	その他	無回答
	84 24.3%	13 3.8%	49 14.2%	11 3.2%	152 43.9%	24 6.9%	13 3.8%

4 住所 県内 308人 89.0%

北播磨	85 24.6%	東播磨	82 23.7%	西播磨	12 3.5%	神戸市	33 9.5%	但馬	4 1.2%	淡路	3 0.9%
加西市	57 16.5%	明石市	13 3.8%	たつの市	5 1.4%	阪神北	16 4.6%	豊岡市	1 0.3%	洲本市	2 0.6%
西脇市	4 1.2%	加古川市	49 14.2%	宍粟市	5 1.4%	伊丹市	1 0.3%	朝来市	3 0.9%	淡路市	1 0.3%
三木市	6 1.7%	高砂市	9 2.6%	相生市	2 0.6%	宝塚市	6 1.7%				
小野市	15 4.3%	加古郡	11 3.2%			川西市	1 0.002890173%				
加東市	2 0.6%	中播磨	71 20.5%			川辺郡	3 0.9%				
多可郡	1 0.3%	姫路市	63 18.2%			三田市	5 1.4%				
		神崎郡	8 2.3%			阪神南	2 0.6%				
						芦屋市	2 0.6%				

県外 19人 5.5%

大阪府	16 4.6%	岡山県	2 0.6%	東京都	1 0.3%	無回答	19 5.5%
-----	---------	-----	--------	-----	--------	-----	---------

Q2 施設の管理・運営について

	5 大変満足	4 やや満足	3 普通	2 やや不満	1 大変不満	無回答
1. 開園日・開園時間	171 49.4%	87 25.1%	85 24.6%	2 0.6%	0 0.0%	1 0.3%
2. 施設・サービス内容	128 37.0%	140 40.5%	75 21.7%	2 0.6%	0 0.0%	1 0.3%
3. 施設の清潔さ	161 46.5%	134 38.7%	50 14.5%	1 0.3%	0 0.0%	0 0.0%
4. 職員・スタッフの対応	174 50.3%	114 32.9%	55 15.9%	2 0.6%	1 0.3%	0 0.0%
5. 施設全体の満足度	144 41.6%	141 40.8%	56 16.2%	2 0.6%	1 0.3%	2 0.6%

Q3 フラワーセンターの良いと思われる点（複数回答可）

気分が落ち着く	222 64.2%	珍しい花がある	127 36.7%	花がきれい	253 73.1%
配色がきれい	76 22.0%	デザインが参考になる	21 6.1%	イベントが多い	5 1.4%
園内が広い	174 50.3%	入園料が安い	151 43.6%	割引制度が充実	57 16.5%
ペットが入園できる	42 12.1%	その他	2 0.6%		0 0.0%
*その他の回答		自宅から近い	1 0.3%	温室が特に充実	1 0.3%

※回答総数： 1132

Q4 フラワーセンターを何で知りましたか

以前から知っている	308 89.0%	知人	15 4.3%	テレビ	5 1.4%
新聞	2 0.6%	ラジオ	0 0.0%	折込チラシ	0 0.0%
公園ホームページ	6 1.7%	SNS	6 1.7%	配布・設置チラシ	0 0.0%
掲示ポスター	0 0.0%	その他	0 0.0%	無回答	4 1.2%
新聞（神戸新聞：1）		テレビ（すまたん：2）			

※回答総数： 346

